割字下町及び字古舘、第十六地割字黒沢川、第十七地割字上兎野、第十八地割字野中並びに第二十地割字塩ヶ森、大字繋第四地割字高見、第五地割字塩ヶ森、第七地割字下御所及び第八地割字堂ヶ沢、大字西安庭第十地割字芦ヶ沢、第十一地割字㠀角、第十四地割字長谷地、第十五地割字下長谷地、第十六地割字関根、第十七地割字上矢内、第二十三地割字下戸沢、第二十八地割字戸沢、第二十九地割字林、第三十地割字上戸沢、第三十一地割字伝久、第三十二地割字下野、第三十三地割字椛沢、第三十四地割字下矢川、第四十地割字下片子沢、第四十六字桂、第四十七地割字広瀬並びに字椛平地内において事業地を変更し、岩手県盛岡市繋字上野並びに岩手郡雫石町大字御明神第六地割字拂川、第七地割字根堀、第十二地割字下久保及び第十九地割字下兎野、大字西安庭第十二地割字十郎簗、第二十四地割字小矢川、第二十五地割字町場及び第二十七地割字上屋敷を削る。

使用の部分　昭和五十五年建設省告示第千九百七十号、昭和五十七年建設省告示第二千十五号、昭和六十年建設省告示第三百二号、平成三年建設省告示第五百六号、平成八年建設省告示第七百九十五号、平成十三年東北地方整備局告示第九号及び平成十八年東北地方整備局告示第五十五号の事業地に岩手県盛岡市繋字堂ヶ沢、字除キ及び字上野並びに岩手郡雫石町大字御明神十四地割字籬野及び第十五地割字籬、第五地割字川原、第六地割字拂川、第七地割字根堀、第十一地割字麓津田、第十二地割字下久保、第十四地割字下長根、第十五地割字下町及び字古舘、第十六地割字黒沢川、第十七地割字上兎野、第十八地割字野中、第十九地割字下兎野並びに第二十地割字塩ヶ森、大字繋第四地割字高見、第五地割字塩ヶ森、第七地割字下御所及び第八地割字堂ヶ沢、大字西安庭第十地割字芦ヶ沢、第十一地割字㠀角、第十二地割字十郎簗、第十四地割字長谷地、第十五地割字下長谷地、第十六地割字関根、第十七地割字上矢内、第二十三地割字下戸沢、第二十四地割字小矢川、第二十五地割字町場、第二十七地割字上屋敷、第二十八地割字戸沢、第二十九地割字林、第三十地割字上戸沢、第三十一地割字伝久、第三十二地割字下野、第三十三地割字椛沢、第三十四地割字下矢川、第四十地割字下片子沢、第四十六字桂、第四十七地割字広瀬並びに字椛平を加える。

○関東地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
都留市古川渡字横道五〇四番から同市古川渡字横道五〇一番二まで	前	九・七二～九・七二メートル	〇・〇四二キロメートル
	後	九・七二～二六・一九メートル	〇・〇四二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
埼玉県比企郡川島町大字三保谷字大宮五二〇番一から同町大字東野二八七番三まで	前	三四・〇六～三三・三一メートル	〇・一四三キロメートル
	後	三四・〇六～一二七・二九メートル	〇・一四三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　埼玉県比企郡川島町大字三保谷字元宿三六四番一から桶川市大字川田谷字北原六九〇九番四まで　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十八日

○関東地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　小山市大字羽川字下田七五番一から下野市川中子字東原三三二九番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十八日

○関東地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　中部横断自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南巨摩郡南部町椛根字中通九四〇番地先から同町椛根字椿ノ森四二四番二まで	最大	一〇二・五八メートル	〇・一九〇キロメートル
	最小	〇・〇〇	
	後 最大	一二三・四八	〇・一九〇
	最小	四五・九七	

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十九年建設省告示第千五百四十八号九十九里海岸都市計画道路事業三・三・一号蓮沼公園線

三　事業施行期間　自昭和四十九年十二月二十三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし